



しらゆりの園指定居宅介護支援事業所

社会福祉法人立命会

<http://www.sirayuri.or.jp>

わたしたちは「おうちで元気に過ごしたい」をサポートします

● 介護保険サービスの利用にお困りではございませんか？

介護保険の申請からご本人様、ご家族様に合ったサービスの利用を徹底サポートします。また、利用後もサービスの継続や新たなサービスの追加、介護保険の更新等、介護保険に関する様々な手続きなどについて、経験豊富なケアマネジャーがお手伝いやアドバイスをします。



● ケアマネジャーとは？

要介護認定を受けた本人やその家族の相談に応じ、本人や家族の希望や心身の状態などから適切な介護保険サービスが利用できるように居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、市町村やサービス事業者、介護保険施設等との連絡や調整を行う専門職です。

『介護のある生活』の中で、一番身近な相談役と言えます。

● 相談、利用に自己負担はありません。

相談は無料です。「ケアマネジャー」の利用は、全額介護保険から支給されるので利用者様の自己負担はありません（制度改正される場合もあります）。

連絡をいただければ、ご自宅までおうかがいします。



お問い合わせ

しらゆりの園指定居宅介護支援事業所 介護保険事業所番号 4775600226

〒901-1207 南城市大里字古堅820番地の1

電話：098-917-0624 FAX：098-917-0654

Mail：info@sirayuri.or.jp ※件名に「ケアマネ相談希望」と入力して送信してください



社会福祉法人立命会
しらゆりの園

◆ サービス利用の流れ

① ご相談の依頼	まずはしらゆりの園までご連絡ください。
② ご相談	介護のお悩みや疑問をお聞かせください。 ※相談は無料です。
③ ご契約	事業所の重要事項の説明を行い、契約と個人情報使用の手続きを行います。
④ アセスメント (状況把握)	ケアマネジャーがご自宅へお伺いして、ご本人様・ご家族様と面談を行います。介護保険申請がまだの場合は申請の代行の協力を行います。
⑤ 担当者との調整 ケアプラン 原案の作成	ご本人様・ご家族様の希望に沿いながら、心身の状態などから適切な在宅サービスの利用がスムーズに行えるように、サービス事業所と連絡調整を行い、ケアプラン原案を作成、サービス担当者会議を開催します。
⑥ ケアプランの作成	サービスの種類（介護保険、介護保険外サービス等）、内容、利用回数などを盛り込んだケアプランの作成を行います。
⑦ サービス利用開始	サービス開始後は、ケアマネジャーが月に一度、ご自宅に訪問し、サービスの利用状況の確認・評価を行います。ご利用者様やご家族様の希望や状況に合わせて、随時ケアプランの見直しを行います。

◆ しらゆりの園で元気になろう!!

社会福祉法人立命会 しらゆりの園は、ご利用者様の『自立支援』を目指して、「パワーリハビリテーション」「竹内式自立支援介護」を行い、利用者様が『元気になる』お手伝いを行っています。

しらゆりの園指定居宅介護支援事業所では『おうちで元気にすごそう』を目標に利用者様がいつまでも在宅で元気に過ごせるような支援を目指します。



しらゆりの園指定居宅介護支援事業所

〒901-1207 南城市大里字古堅820番地の1

TEL : 098-917-0624